

改正案	現行
<p>(会計帳簿等)</p> <p>第三十五条 法第五条の十一第二項の規定により信用協同組合等が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この条から第三十九条の二までに定めるところによる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(評価・換算差額等)</p> <p>第三十八条 次に掲げるものその他の資産、負債又は出資及び剰余金以外のものであつても、純資産の部の項目として計上することが適当であると認められるものは、純資産として計上することができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金（第三十九条の三において「再評価差額金」という。）</p> <p>(組織再編行為の際の資産及び負債の評価)</p> <p>第三十九条 吸収合併存続組合（中小企業等協同組合法第六十三条の二第一号に規定する吸収合併存続組合をいう。以下この項及び第三十九条の三において同じ。）は、吸収合併対象財産（吸収合併（同法</p>	<p>(会計帳簿等)</p> <p>第三十五条 法第五条の十一第二項の規定により信用協同組合等が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この条から第三十八条までに定めるところによる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(評価・換算差額等)</p> <p>第三十八条 次に掲げるものその他の資産、負債又は出資及び剰余金以外のものであつても、純資産の部の項目として計上することが適当であると認められるものは、純資産として計上することができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金（次条第二項において「再評価差額金」という。）</p> <p>(のれんの評価等)</p> <p>第三十九条 のれんは、有償で譲り受け又は合併により取得した場合に限り、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、その取得価額を付し、その取得の後五年以内に、毎決</p>

第六十三條の二に規定する吸収合併をいう。以下この項、次条及び

第三十九條の三において同じ。）により、吸収合併存続組合が承継する財産をいう。以下この項において同じ。）の全部の取得原価を吸収

合併対価（吸収合併に際して吸収合併存続組合が吸収合併消滅組合（同法第六十三條の二第一号に規定する吸収合併消滅組合をいう。

以下この項及び第三十九條の三において同じ。）の会員に交付する財産をいう。）の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合を除き、吸収合併対象財産には、当該吸収合併に係る吸収合併消滅組合における当該吸収合併の直前の帳簿価額を付さなければならない。

2| 前項の規定は、新設合併（中小企業等協同組合法第六十三條の三に規定する新設合併をいう。次条及び第三十九條の三において同じ。）の場合について準用する。

（のれん）

第三十九條の二 信用協同組合等は、吸収合併、新設合併又は事業の譲受けをする場合において、適正な額ののれんを資産又は負債として計上することができる。

（合併の場合の再評価差額金の承継）

算期において均等額以上の償却をしなければならない。

2| 再評価差額金を貸借対照表に計上している信用協同組合等が吸収合併（中小企業等協同組合法第六十三條の二第一号に規定する吸収合併をいう。）又は新設合併（同法第六十三條の三第一号に規定する新設合併をいう。）（以下この条において「合併」と総称する。）により消滅した場合には、当該合併に係る吸収合併存続組合（同法第六十三條の二第一号に規定する吸収合併存続組合をいう。）又は新設合併設立組合（同法第六十三條の三第二号に規定する新設合併設立組合をいう。）（以下この条において「合併組合」と総称する。）は、当該合併直前における当該合併に係る吸収合併消滅組合（同法第六十三條の二第一号に規定する吸収合併消滅組合をいう。）又は新設合併消滅組合（同法第六十三條の三第一号に規定する新設合併消滅組合をいう。）の再評価差額金の額に相当する金額を土地の再評価に関する法律第七条に規定する再評価差額金として貸借対照表に計上し、又は当該合併組合の再評価差額金に組み入れなければならない。

（新設）

第三十九条の三 再評価差額金を貸借対照表に計上している信用協同

(新設)

組合等が吸収合併又は新設合併（以下この条において「合併」と総称する。）により消滅した場合には、当該合併に係る吸収合併存続組合又は新設合併設立組合（中小企業等協同組合法第六十三条の三第二号に規定する新設合併設立組合をいう。）（以下この条において「合併組合」と総称する。）は、当該合併直前における当該合併に係る吸収合併消滅組合又は新設合併消滅組合（同法第六十三条の三第一号に規定する新設合併消滅組合をいう。）の再評価差額金の額に相当する金額を再評価差額金として貸借対照表に計上し、又は当該合併組合の再評価差額金に組み入れなければならない。